平成２６年（フ）第１１４４号
京都市上京区下長者町通七本松西入鳳瑞町222番地８　アクリエスト・ワン303号、前住所京都市上京区一条通御前通西入３丁目西町89番地　ヴィラビアンカ２　207号
債務者　ＪａＤｏｏこと　木村　清和
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６６号
京都市山科区御陵大津畑町43―１　洛和会みささぎ病院、住民票上の住所京都市東山区清水４丁目156番地　粂田荘２Ｆ北側
債務者　鈴木　一雄
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７２号
京都市下京区東中筋通七条上る文覚町392番地１　メリーハウス701号
債務者　明石眞由美
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７１号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目12番18―301号
債務者　鳴瀬　愛好
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２３号
兵庫県尼崎市七松町２丁目13番３号大川ハイツ201、前住所兵庫県尼崎市立花町４丁目８番５号若葉荘22号
債務者　貴島　　勉
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５３０号
兵庫県芦屋市浜芦屋町９番10―306号
債務者　福嶋　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６１号
兵庫県西宮市甲子園九番町12番26号シティハイム九番町
債務者　原田　花子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５７６号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目14番21号メゾンラフィット201号
債務者　花谷恵美子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９０号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番６―502号
債務者　楠瀬眞由美
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目20番13号栄荘１階Ｅ号、前住所兵庫県伊丹市昆陽南３丁目13番13―１号
債務者　矢原　周二
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２４号
兵庫県明石市二見町西二見152番地の３ラ・パルフェ・ド・ファシリテ209号、前住所兵庫県明石市魚住町金ヶ崎743番地の２レオパレス望106号
債務者　鈴木　冴渡
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
神戸市西区平野町印路164番地の13
債務者　石原　恵子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
神戸市西区二ツ屋１丁目24番21号
債務者　逆瀬川和也
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３００号
奈良市恋の窪３丁目５番Ｅ―209号
債務者　大賀　聰子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３２８号
奈良県生駒郡三郷町勢野東６丁目11番11号207号室
債務者　松井かず子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７４４号
広島県安芸郡府中町宮の町１丁目７番36号メゾンドールＹ202
債務者　八谷　洋之
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１０号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田533番地
債務者　大西　和子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　松山地方裁判所民事部